

告 示

埼玉県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年五月二十二日認可した。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

秩父用水利地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県秩父市